

# 入札公告

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第4条第1項の規定に基づき、不動産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和7年2月21日

地方独立行政法人秋田県立病院機構  
理事長 鈴木 明文

## 1 入札に付する物件の所在地、種類、面積等

物件番号	種類	所在地	地目等	面積 (㎡)
1	土地	秋田県秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,207.15
		秋田県秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	26
	建物	秋田県秋田市広面字釣瓶町100番2	共同住宅	延 631.79
			物置	42.12
			車庫	117.18
			共同住宅	延 735.84
			物置	52.92
			車庫	119.20

## 2 契約条項を示す場所及び入札参加申込書の交付の場所及び期間

場所	期間
地方独立行政法人秋田県立病院機構 本部事務局 総務課 (電話 018-833-0115) 〒010-0874 秋田市千秋久保田町6番10号	令和7年2月21日(金)から同年3月 12日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝 日を除く。)の午前9時から午後3時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

場所	日時
地方独立行政法人秋田県立病院機構 秋田県立循環器・脳脊髄センター 東棟2階第1会議室	令和7年3月18日(火) 午前10時

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (3) 買い受けた不動産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者でないこと。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊活動団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 当機構の役員、職員でないこと。
- (7) 本件入札に係る入札説明書及び物件概要説明書の交付を受けていること。
- (8) 入札参加申込書及び5に掲げる書類を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者
- (9) 入札執行の前日までに6に定める入札保証金を納入した者

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合  
住民票抄本、身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）及び誓約書
- (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書及び誓約書  
このほか、6に定める入札保証金を現金により納入する場合にあっては、入札保証金納入通知書発行依頼書兼返還依頼書を併せて提出すること。

## 6 入札保証金に関する事項

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第6条第1項の規定に基づき、入札執行の前日までに入札保証金として、入札しようとする金額の100分の5以上の額を納入するものとする。

なお、本件において入札保証金の納付は預金小切手（自己宛小切手）の提供をもって代えることができる。

## 7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は入札説明書7を確認すること。なお、郵送、電送による入札書の提出は認めない。

## 8 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

予定価格以上かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他

詳細に関しては、2に掲げる場所に照会のこと。